（様式３－１）

**誓約書(国内機関用)**

愛知県知事　殿

所在地

法人（団体）名

代表者職氏名

　「知の拠点あいち重点研究プロジェクトⅤ期」研究テーマ提案書（様式1）の内容に虚偽がないこと及び下記の項目を誓約いたします。

記

１　以下の欠格要件に該当しないこと。

（１）　地方自治法施行令第１６７条の４の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当する者

（２）　次の申立てがなされている者

ア　破産法に基づく破産手続開始の申立て

イ　会社更生法に基づく更生手続開始の申立て

ウ　民事再生法に基づく再生手続の申立て

（３）　愛知県から現に入札参加資格停止措置を受けている者

（４）　法人税及び地方税を滞納している者

（５）　「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月

29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置の対象となって

いる者

２　当該研究テーマに係る成果（知的財産権等）の活用については、当該知的財産権の実施許諾の可否、実施権の範囲、実施料その他事項について、当該研究テーマ参画機関の間で誠実に協議を行い、当該研究活動の効率的推進と成果の効率的普及を図ること。

３　採択された場合には、外部委託機関との共同研究契約の速やかな締結、及び同機関の定める規程の遵守等、研究開発事業の円滑な推進に協力すること。

４　海外機関の参画がある場合、本提案研究テーマの研究活動の一環として当該海外機関と共同研究契約を締結する国内大学・企業は、海外機関が研究活動を実施するにあたっての研究費の外部委託機関からの授受、海外大学・研究機関からの招へい者への旅費・滞在費の支払い、海外大学・研究機関への研究委託等の経費執行に対応すること（当該国内大学・企業において、外国為替及び外国貿易法第５５条の１０第１項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守できる体制が整備されていることを前提とする。本誓約書提出までに同体制が整備されていない場合には、当該国内大学・企業は、本提案研究テーマを通じて取得した貨物及び技術もしくは本提案研究テーマを活用して既に保有している貨物及び技術について、外国為替及び外国貿易法第５５条の１０第１項に規定する「輸出等」を行うこと、又は本提案研究テーマ終了のいずれか早い方までに、同項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守できる体制を整備するものとする）。

【参考】輸出者等遵守基準

業として輸出・技術提供を行う者（輸出者等）に対し、遵守が義務づけられている基準。安全保障上機微な特定重要貨物等を扱わない輸出者等には、１）貨物等を確認する責任者を定めること、２）法令遵守の始動を行うことについて、遵守が義務づけられている。安全保障上機微な特定重要貨物等を扱う輸出者等には、さらに１）代表者を責任者とすること、２）輸出管理体制を定めること、３）該非確認の手続きを定めること、４）用途と需要者等の確認手続きを定めて、手続きに従って確認を行うこと、５）出荷時に該非確認した貨物等との一致性を確認すること等について、遵守が義務づけられている。

以上